

令和7年度

統合結果表示システム（試験運用版）の開発等補助業務

特記仕様書

令和7年11月

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、港湾被災状況の情報の共有を迅速化・遠隔化を可能とするシステムの試験運用版（以下、本システム）のシステム設計及び一部の開発の補助を行うものである。

2. 履行期間

契約締結日から令和8年5月29日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休日として設定している。

3. 業務内容

業 務 名 称	規格・形状 寸法	単位	数量	摘 要
業務計画 計画準備 協議・報告	計画準備 協議・報告	式 回	1 3	事前協議1回 中間報告1回 最終報告1回
要件定義書（案）の修正		式	1	
本システムの設計		式	1	
本システムの開発及び修正		式	1	
本システムの機能確認及び試験運用 ベータ版へ向けた課題の抽出		式	1	
成果物		式	1	

4. 貸与物件

- (1) 貸与物件は、表4-1のとおりとする。
- (2) 受注者は、貸与物件の受領後においては、適切な維持管理を行うものとする。

表4-1 貸与物件

品 名	品質、 規格等	単位	数量	引渡場所	引渡時期
				返還場所	返還時期
要件定義書（案）		式	1	担当職員との協議による。	担当職員との協議による。
統合結果表示システム （プロトタイプ）の構成書		式	1	担当職員との協議による。	担当職員との協議による。
外部連携システム・デバイス説明書		式	1	担当職員との協議による。	担当職員との協議による。
統合結果表示システム （プロトタイプ）動作手順書		式	1	担当職員との協議による。	担当職員との協議による。

5. 業務仕様

5-1 総則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省 港湾局 令和7年4月）の定めによるものとする。
- (2) なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 計画準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

5-3 要件定義書（案）の修正

- (1) 受注者は、貸与する「要件定義書（案）」のすべての内容を把握するとともに、調査職員からのヒアリングを通じて、外部連携要件の一部を具体化するものとする。具体化する対象は、連携対象のうちのCyberPort、中部地整システム、BerthSurveyor、港湾強震観測システム、を想定している。
- (2) 受注者は、本システムのプロトタイプから試験運用フェーズへの移行に係る箇所の修正を行うものとする。

5-4 本システムの設計

- (1) 受注者は、「統合結果表示システム（プロトタイプ）の構成書」のすべての内容を把握するとともに、5-3で修正した「要件定義書（案）」に従ってサイト構成図（サイトマップ）を作成するものとする。
- (2) 受注者は、本システムの開発にあたって必要となるワイヤーフレームのパターンについて、別紙1及び別紙2に示すワイヤーフレーム（案）を参考にしつつ、調査職員からのヒアリングを通じて整理し、すべてのワイヤーフレームを作成するものとする。さらに、受注者は、調査職員からのヒアリングを通じて、本システムのデザインカンプを作成するものとする。
- (3) 受注者は、「統合結果表示システム（プロトタイプ）の構成書」について、試験運用版へ向けた修正を行うものとする。

5-5 本システムの開発及び修正

- (1) 受注者は、本システムに係る現行のハードウェア環境を把握するとともに、「要件定義書（案）」の外部連携対象のうち、表5-1に示す地理院タイル及びaisstream.io、さらにCyberPortの一部について、連携システムを構築し、現行ハードウェアへインストールするものとする。これらの構築は、他のシステムに影響を与えないようにするか、もしくは、影響を避けられない場合は他のシステム構成を見直すものとする。なお、現行ハードウェアへのインストール作業については、港湾空港技術研究所の所内において、オフライン作業により実施するものとする。

表5-1 想定される港湾の現況把握通信データ

外部連携対象	目的	範囲	データのフォーマット	保存期間	その他
地理院タイル	地図背景図の取得	すべて	未定	指定なし	

aisstream.io	船舶位置情報の取得	日本近海	未定	一週間程度	一週間を超えたものは自動的に削除する事を基本とするが、自動削除機能をオフにする事が出来る
CyberPortの一部	港湾情報、係留施設基本情報等の取得	すべて	未定	指定なし	

(2) 受注者は、追加する外部連携システム・デバイスの内容について整理し、「外部連携システム・デバイス説明書」及び「統合結果表示システム（試験運用版）の構成書」を改訂するものとする。

(3) 受注者は、5-4で改訂した本システムの構成書に従い、既に関連しているフロントエンドを修正するものとする。

5-6 本システムの機能の確認及び試験運用ベータ版へ向けた課題の抽出

(1) 受注者は、5-5で開発及び修正した本システムについて、調査職員とともに動作確認を行い、本システムの課題を抽出するものとする。

(2) 受注者は、本システムの課題及び要件定義書（案）の未着手箇所について、本システムベータ版へ向けた課題の整理を行うものとする。

5-7 報告書作成

受注者は、上記5-3～5-6で得られた結果を報告書にまとめるものとする。なお、要件定義書及び設計書については報告書の付属資料として、個別に取りまとめるものとする。

5-8 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議1回、中間報告1回、業務の完了時に最終報告1回を行うものとする。中間報告は、12月頃を想定している。

なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

6. 成果物

6-1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

(1) 電子納品とは、特記仕様書、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果(以下「業務完成図書」という)を「土木設計業務等の電子納品要領」(以下「要領」という)に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。

(2) 「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R又は

DVD-R) で2部提出するものとする。なお、「要領」に記載がない項目の電子化及びBD-Rの提出については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。

(3) 特記仕様書の電子データは、発注者が提供する。

6-2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬 3 丁目 1 番 1 号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

7. 検 査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

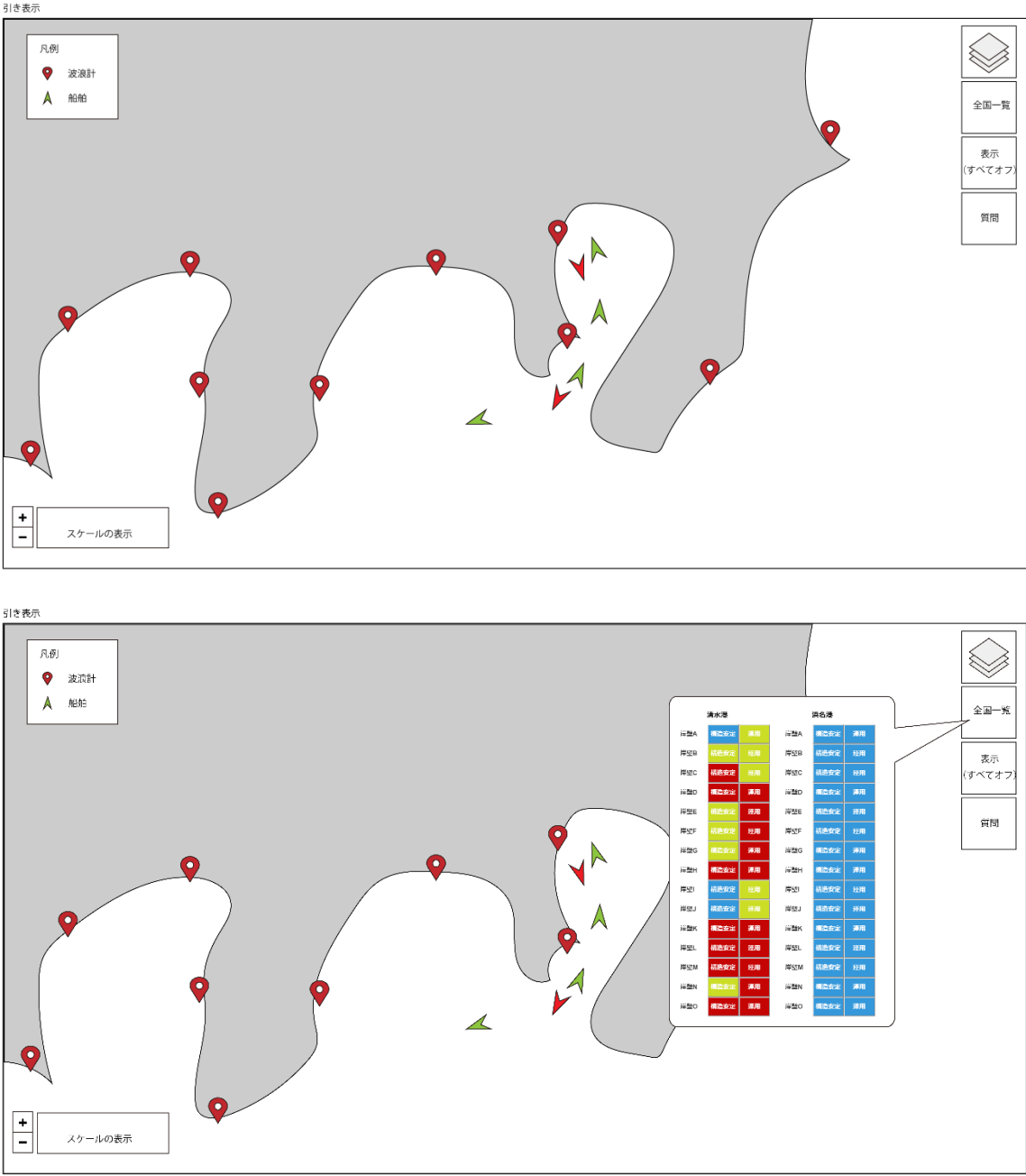
- (1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。
- (2) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。
- (3) 本業務に係り発生した権利については、受注者は著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (4) 本業務に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても受注者は現著作物の著作権としての権利を行使しないこととする。
- (5) 本業務に係り作成・変更・更新されるドキュメント類等に第三者が権利を有する著作物(以下、「既存著作物等」という。)が含まれる場合、受注者は当該既存著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。この場合は、事前に当該既存著作物の内容について、発注者の承認を得ることとし、発注者は既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (6) 本業務に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理するものとする。この場合、発注者は係る紛争の真実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。
- (7) 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないものとする。
- (8) いわゆるベンダーロックインの解消等による調達コストの削減、透明性向上等を図るため、市場において容易に取得できるオープンな標準的技術又は製品を用いる等の情報システムの中立性の確保に努めること。なお、技術又は製品について指定する場合には、指定をする合理的な理由を明記した上で、ハードウェア、ソフトウェア製品等の構成を明らかにすること。
- (9) 受注者は、業務の実施において情報セキュリティの確保に関する責任者を定め、体制を整備し業務計画書にて報告する。
- (10) 受注者は、業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに発注者に報告する。これに該当する場合には、以下の事象を含む。
 - ・受注者に提供する、又は受注者によるアクセスを認める発注者の情報の外部への漏洩及び目的外利用
 - ・発注した業務以外の情報への受注者によるアクセス
- (11) 発注者は、業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、受注者に対して、上記(9)及び(10)の各項、及び共通仕様書において求める情報

セキュリティ対策の実績について報告を求める場合がある。

- (12)業務の遂行において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を発注者が認める場合には、受注者の責任者は、発注者の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を採る。
- (13)本業務の遂行上過程では、調査職員と綿密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。
- (14)本業務により得られた情報および成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。

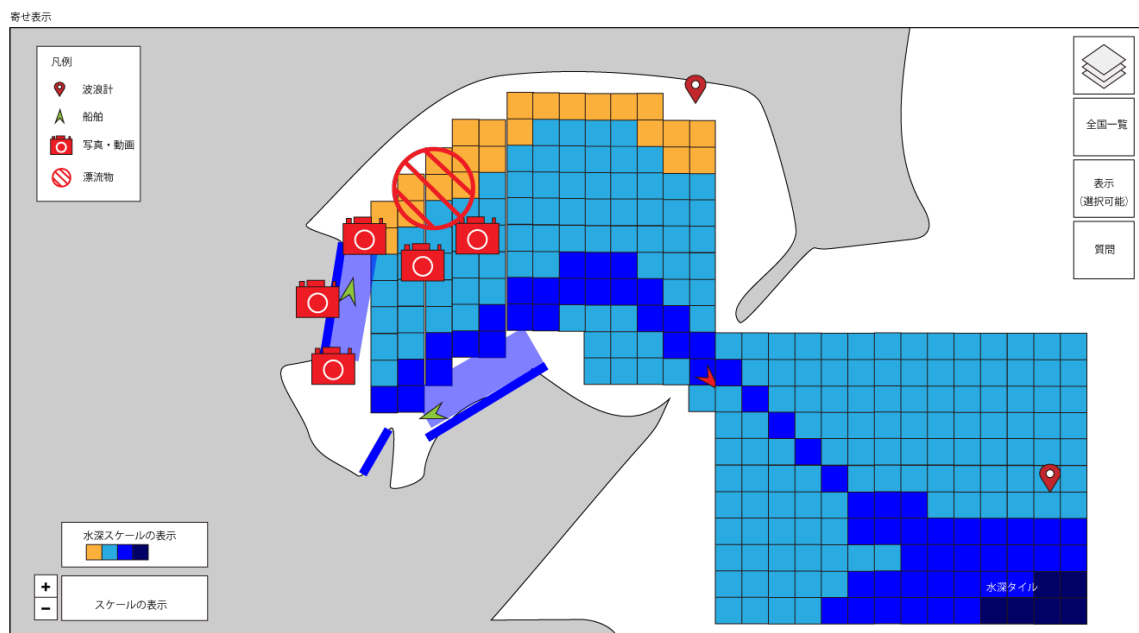
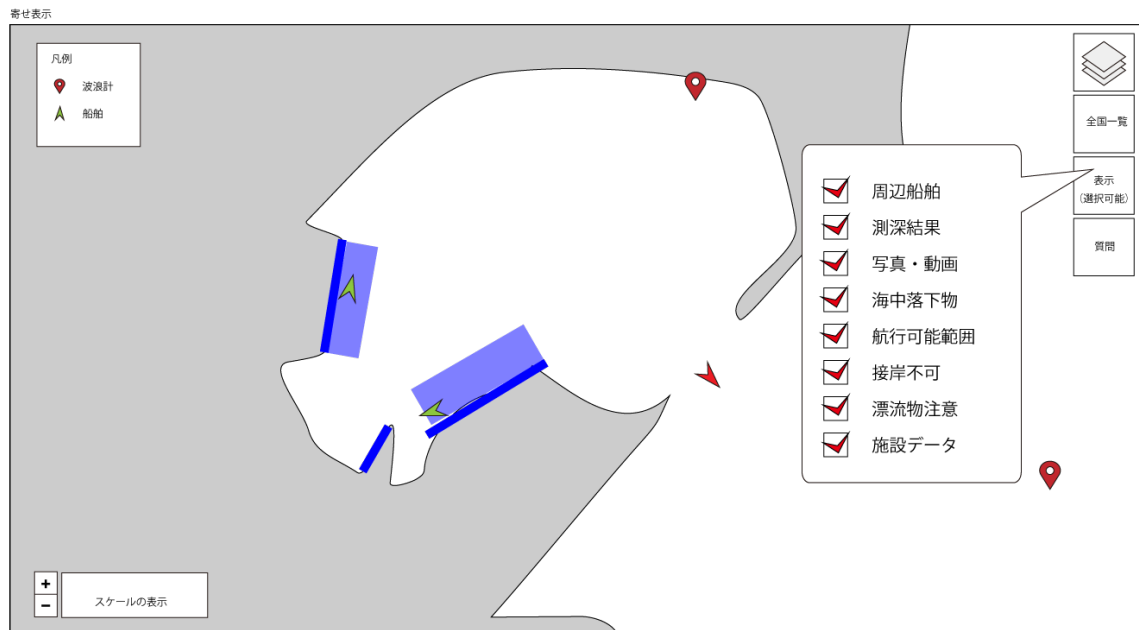
以 上

別紙 1



試験運用版統合結果表示システムのワイヤーフレーム縮小時の表示。上図は通常時、下は全国一覧の港湾利用可否現況図である。

別紙 2



試験運用版統合結果表示システムのワイヤーフレーム拡大時の表示。上図は詳細表示の内容を選択するためのウィンドウ、下図は詳細表示をした場合の図である。